

## 基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン（案）に関する意見募集について

平成28年2月1日

国土交通省では、下記1のとおり、基礎ぐい工事における工事監理ガイドラインを作成しています。

つきましては、下記の要領のとおり、広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

### 1. 趣旨

横浜市の分譲マンションに端を発した基礎ぐい工事に係る問題の発生を受けて、国土交通省は、建築物の安全性確保や国民の不安払拭を図る観点から、平成27年10月に「基礎ぐい工事問題に関する対策委員会（委員長：深尾精一 首都大学東京名誉教授）」を設置し、再発防止策等について専門的見地から検討いただき、12月25日に中間とりまとめを提出いただいたところです。

当該中間とりまとめにおいて、再発防止策のひとつとして、適切な施工管理を補完するための工事監理ガイドラインの策定が提言されました。

今般、上記提言を受け、基礎ぐい工事が設計図書どおりに適正に施工されることを確保するため、「工事監理ガイドライン」（平成21年9月策定）に示されている考え方を踏まえたうえで、工事監理者が基礎ぐい工事における工事監理を行うにあたって留意すべき点を示すガイドライン（案）を作成しました。

### 2. 意見募集対象

基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン（案）

### 3. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、国土交通省住宅局建築指導課において資料を配布します。

### 4. 意見募集期間

平成28年2月1日（月） ～ 平成28年2月27日（土）まで（必着）

## 5. 意見送付方法

意見提出様式にならない、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

### ①電子メールの場合（テキスト形式でお願い致します。）

電子メールアドレス：[kenshi@mlit.go.jp](mailto:kenshi@mlit.go.jp)

（電子メールの題名を「基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン（案）に関する意見」として下さい。）

### ②FAXの場合

FAX番号：03-5253-1630

国土交通省住宅局建築指導課 パブリックコメント担当 宛

### ③郵送の場合：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局建築指導課 パブリックコメント担当 宛

（「基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン（案）に関する意見」と明記して下さい。）

## 6. 留意事項

- ・電子メールのご意見送付の場合はテキスト形式、マイクロソフト社ワード形式又はジャストシステム社一太郎形式（容量1MBまで）としてください。
- ・皆様から頂きましたご意見につきましては、最終的な決定おける参考とさせていただきます。なお、頂いたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、予めその旨御了承願います。いただいたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おきください。

## 7. 問い合わせ先

国土交通省 住宅局 建築指導課

TEL：03-5253-8111（代表）資格検定係（内線 39542）